

平成29年度第9回山口市農業委員会農地部会議事録

- 1 日 時 平成29年12月14日（木）午前9時30分～午前10時30分
- 2 場 所 山口市役所（山口総合支所） 会議室棟2階 A会議室
- 3 出席者 (1) 出席委員（20名中20名：農地部会委員19名及び会長1名）
木原 義則、小野 基之、中川 恵美子、片山 潤之、藤村 守、
海地 博志、藤原 敏郎、勝本 紘、渡邊 輝男、恒富 竹司、
長尾 進、藏重 秀雄、永松 之生、金子 哲昌、佐々木 慶市、
綾城 初江、田戸 洋志、中村 敏、山根 伊都子、安田 敏男

(2) 欠席委員（0名）

(3) 事務局
末貞局長・開地副主幹・岩本

(4) 会議傍聴人
なし
- 4 会議 (1) 議事録署名委員指名

(2) 議案審議

(3) その他連絡事項

木原部会長

皆様、おはようございます。

ただいまから平成29年度第9回山口市農業委員会農地部会を開会いたします。

本日は在任委員数19名中、出席委員数19名、欠席委員0名、在任委員の過半数を超えておりますので、本日の会議は成立しております。

まず、本会議の議事録署名委員に、川東地区の海地 博志委員と藤原 敏郎委員を指名します。

よろしくお願いします。

木原部会長

それでは、議事に入ります。

本日の審議は、農地法に係る3条・4条・5条、農用地利用集積計画の審議、農用地利用配分計画に対する意見聴取について、土地改良事業参加資格交替の申出について及び現況証明についてです。

審議後は、農地法関係の届出等の状況、転用意見聴取事案に対する答申、農地法第3条における別段面積にかかる報告を行います。

それでは、農地法第3条に係る申請についての審議を始めます。

事務局より議案説明をお願いします。

事務局開地

それでは1ページをお開きください。

合わせて、参考位置図1ページをお開きください。

議案第1号、下小鯖です。

申請地は、小鯖地域交流センターから北へ880から930mに位置する公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

共有者の持分を移転し、農業経営の安定を図るものです。

取得後の経営規模は54アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第2号、嘉川です。

申請地は、JR上嘉川駅から北東へ1.2kmに位置する、都市計画法の規定による用途が定められた地域内にある第3種農地です。以下、都市計画法による用途地域につきましては、単に用途地域内にある第3種農地と説明させていただきます。

申請人は市内に居住し、農業を営む者です。

事務局開地

親族の持分を取得して農業経営の安定を図るものです。

取得後の経営規模は、61アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第3号、深溝です。

申請地は、JR深溝駅から南東へ1.1kmに位置する、農用地区域内の農地です。

申請人は市内に居住し、農業を営む者です。

申請地を取得して農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は、251アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第4号、阿知須です。

申請地は、JR阿知須駅から西へ1.7kmに位置する、農用地区域内の農地です。

申請人は市内に居住し、農業を営む者です。

申請地を取得して農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は、132アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

なお、譲受人は自己所有農地を貸し付けていますが、地域の担い手に貸付けているもので「自ら耕作しないことにつき、特段の事由もなく貸し付けた農地」に該当しません。

議案第5号、阿知須です。

申請地は、JR岩倉駅から南東へ110mに位置する、農用地区域内の農地です。

申請人は市内に居住し、農業を営む者です。

自己所有農地の隣接地を取得し、効率的な農業経営を行うものです。

取得後の経営規模は、91アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第6号、徳地島地です。

申請地は、徳地地域交流センター島地分館から北西へ900mから1kmに位置する農用地区域内の農地です。

申請人は周南市内に居住し、農業を営む者です。

譲渡人の要望に応え、申請地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は63アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第7号、徳地堀です。

申請地は、徳地地域交流センターから南西へ300mに位置する公共施設から近距離の地域内にある第3種農地及び、南西へ1.3kmに位置する農用地区域内の農地です。

申請人は市内に居住し、農業を営む者です。

譲渡人の要望に応え、申請地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は108アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第8号、徳地三谷及び徳地八坂です。

申請地は、徳地地域交流センター八坂分館から東へ1km及び南へ760mに位置する公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は下松市内に居住し、農業を営む者です。

譲渡人の要望に応え、申請地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は56アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第9号、阿東徳佐下です。

申請地は、JR鍋倉駅から北東へ220mに位置する、農用地区域内の農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

公共事業により境界が確定したため、自己所有農地に隣接する申請地を取得し効率的な農業経営を行うものです。

取得後の経営規模は70アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第10号、阿東徳佐下です。

申請地は、JR鍋倉駅から北東へ220mに位置する、農用地区域内の農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

公共事業により境界が確定したため、自己所有農地に隣接する申請地を取得し効率的な農業経営を行うものです。

取得後の経営規模は186アールとなり、農地法第3条第2項の各号には

事務局開地

該当せず、許可要件は満たしております。

なお、譲受人は自己所有地を貸していますが、地域の担い手である農地所有適格法人に貸し付けているもので「自ら耕作しないことにつき、特段の事由もなく貸し付けた農地」には該当しません。

議案第 1 1 号、阿東嘉年上です。

申請地は、阿東地域交流センター嘉年分館から北西へ 6 5 0 m に位置する農用地区域内の農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

農地売買等事業を利用し、申請地を取得し農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は、7 1 アールとなり、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

以上で農地法第 3 条の全議案の説明を終了します。

御審議よろしく願いいたします。

木原部会長

ただいま事務局から議案説明がありました。

これらの議案は、担当委員による現地調査及び担当地区協議会での事前審議を経て、農地部会に提出されております。担当地区協議会の委員の方は、補足説明がありましたらお願いします。

それでは議案審議に入ります。

委員の皆さんの意見を求めます。御意見等はありませんか。

【意見なし】

木原部会長

特に意見がないようですので、以上で農地法第 3 条申請についての議案審議を終わります。

それでは採決に入ります。

ただいま審議しました農地法第 3 条に係る議案第 1 号から議案第 1 1 号について一括で採決を行います。

農地法第 3 条に係る申請について、許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

木原部会長

挙手多数と認め、ただいま審議しました農地法第3条に係る申請については、全て許可といたします。それでは次に、農地法第4条に係る申請についての審議を始めます。事務局より議案説明をお願いします。

事務局開地

それでは7ページをご覧ください。
合わせて、参考位置図13ページをお開きください。

議案第12号、小郡上郷です。

申請地は、小郡インターチェンジから北東へ550mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に居住する、無職の者です。

貸駐車場の要望があったため、駐車場として整備するものです。

また、申請地は、平成21年12月頃に農地法の許可を得ることなく駐車場として施工されたものですが、川西地区協議会で追認申請を認められ、申請人からは今後は農地法を遵守する旨の始末書が提出されております。

議案第13号、阿知須です。

申請地は、JR阿知須駅から西へ2.3kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に居住する、無職の者です。

既存進入路の幅員が狭く不便で、子供が転勤先から戻り同居するため駐車場の整備が必要となり、進入路を拡幅し駐車場を整備するものです。

なお、この事案につきましては、農用地区域除外後施行といたします。

以上の農地法第4条に係る全議案につきましては、議案書及びただいま御説明しましたとおり、農地法第4条第6項第1号の立地基準に適合しており、また、同第2号、第3号及び第4号の一般基準においても、代替地、資力・権利関係からの計画の妥当性・実現性、及び周辺農業に係る営農条件への影響などを確認したところ問題が無いとため、許可要件の全てを満たしているものでございます。御審議よろしくお願ひいたします。

木原部会長

ただいま事務局から議案説明がありました。

この議案は、担当委員による現地調査及び担当地区協議会での事前審議を経て、農地部会に提出されております。

木原部会長

担当地区協議会の委員の方は、補足説明がありましたらお願いします。
それでは議案審議に入ります。
委員の皆さんの意見を求めます。御意見等はありませんか。

【意見なし】

木原部会長

特に意見がないようですので、以上で農地法第4条申請についての議案審議を終わります。

続きまして、議案第12号及び議案第13号について、一括で採決を行います。

農地法第4条に係る申請について、許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

木原部会長

挙手多数と認め、ただいま審議しました農地法第4条に係る申請については、山口県農業委員会ネットワーク機構の意見聴取を行い、「適当と認める」との回答をもって許可といたします。

それでは、次に、農地法第5条に係る申請についての審議を始めます。事務局より議案説明をお願いします。

事務局開地

それでは、9ページをご覧ください。
合わせて、参考位置図15ページをお開きください。

議案第14号、大内御堀です。

申請地は、大内地域交流センターから南へ1.8kmに位置する、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地は閑静な場所にあり、交通の便も良く、需要が見込めるため建売住宅を建設するものです。

なお、この事案につきましては、都市計画法の規定による開発許可と同時施行といたします。以下、都市計画法による開発許可と同時施行の場合は、単に開発許可と同時施行と説明させていただきます。

事務局開地

議案第15号、大内千坊五丁目です。

申請地は、大内地域交流センターから南西へ1.2kmに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地周辺は宅地化が進み、学校やスーパーや医療機関が集合しており、需要が見込めるため宅地分譲するものです。

なお、この事案につきましては開発許可と同時施行といたします。

議案第16号、大内長野です。

申請地は、山口インターチェンジから北へ1.2kmに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に居住する無職の者です。

現在、駐車場がなく不便なため自宅近くの申請地を取得し、駐車場として整備するものです。

議案第17号、宮野上です。

申請地は、宮野地域交流センターから北東へ1.7kmに位置する、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請人は、鹿児島県霧島市内に居住し、農業を営む者です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し売電事業に参入するものです。

議案第18号、吉田です。

申請地は、平川地域交流センターから東へ1.6kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、広島県広島市内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、売電事業の拡大を図るものです。

議案第19号、黒川です。

申請地は、大歳地域交流センターから南東へ800mに位置する、集団的に存在する第1種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、建設業を営む法人です。

受注工事の増加に伴い既存の資材置き場が手狭となったため、申請地を資材置場として利用するものです。

なお、この事案につきましては、第1種農地を対象とする農地転用ですが、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業

事務局開地

務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、農地法施行規則第33条第4号に該当し、許可の対象となるものです。

議案第20号、秋穂東です。

申請地は、大海総合センターから北へ780mに位置する、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請人は、東京都渋谷区内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。
日照条件の良い申請地を取得し、売電事業の拡大を図るものです。

議案第21号、秋穂東です。

申請地は、大海総合センターから北西へ180から250mに位置する公共施設から近距離の地域内にある、第3種農地です。

申請人は、市内に居住する会社員です。

日照条件の良い申請地を借受け、売電事業に参入するものです。

議案第22号、秋穂東です。

申請地は、大海総合センターから南へ800mに位置する、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に居住する会社員です。

現在、親と同居をしているが、子供の成長に伴い手狭になったことから自己用住宅を建設するものです。

議案第23号、秋穂東です。

申請地は、秋穂総合支所から南へ2.5kmに位置する、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に居住する土木建築業を営む者です。

事業規模拡大を目指す中、現在の資材置場では手狭なため、申請地を譲り受け貸資材置場として整備するものです。

議案第24号、江崎です。

申請地は、JR嘉川駅から南西へ1.5kmに位置する、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請人は、宇部市内に本店を有し、土建業を営む法人です。

山口市内での工事が増えたため山口市内の事務所近くの申請地を取得して資材置場として利用するものです。

議案第 2 5 号、深溝です。

申請地は、J R 深溝駅から南へ 3 6 0 m に位置する、公共投資の対象となっている小団地の第 2 種農地です。

申請人は、市内に居住する無職の者です。

自宅の駐車場が狭く不便なため、自宅に隣接する申請地を取得し、駐車場として整備するものです。

なお、この事案につきましては、土地改良法第 7 条第 4 項に限定する非農用地区域内にある土地を当該土地改良事業計画に従って転用する農地法施行規則第 3 7 条第 5 号に該当し、許可の対象となるものです。

また、この事案につきましては、農用地区域除外後施行といたします。

議案第 2 6 号、佐山です。

申請地は、J R 本由良駅から北東へ 1 8 0 m に位置する、公共施設から近距離の地域内にある第 3 種農地です。

申請人は、市内に居住する獣医師です。

動物病院診療所の敷地が手狭なため、申請地を取得して駐車場敷地として利用するものです。

議案第 2 7 号、佐山です。

申請地は、J R 本由良駅から南西へ 1 5 0 m に位置する、公共施設から近距離の地域内にある第 3 種農地です。

申請人は、市内に居住する会社員です。

現在借家住まいで、子供の成長にともない手狭なため、実家に近い申請地に自己用住宅を建設するものです。

議案第 2 8 号、佐山です。

申請地は、J R 本由良駅から南西へ 2 8 0 m に位置する、公共施設から近距離の地域内にある第 3 種農地です。

申請人は、宇部市内に居住する公務員です。

日照条件の良い申請地に地上権を設定し、売電事業に参入するものです。

議案第 2 9 号、小郡下郷です。

申請地は、小郡総合支所から北へ 2 7 0 m に位置する、用途地域内にある第 3 種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、土木建築業を営む法人です。

近隣の工事を実施するにあたり、必要な現場事務所等及び駐車場を一時的

事務局開地

にもうけるものです。

なお、この事業につきましては、一時転用ですので、平成30年4月末日までに現状を回復する旨の誓約書が提出されています。

議案第30号、小郡下郷です。

申請地は、JR周防下郷駅から北東へ470mに位置する、公共施設に比較的近い距離にある第2種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、電気工事業を営む法人です。

現在の事務所が手狭なため、交通の利便性が良い申請地を取得し、経営規模の拡大を図るものです。

以上の農地法第5条の全議案につきましては、議案書及びただいま御説明しましたとおり、農地法第5条第2項第1号の立地基準に適合しており、また、同第2号、第3号及び第4号の一般基準においても、代替地、資力・権利関係からの計画の妥当性・実現性、及び周辺農業に係る営農条件への影響などを確認したところ問題が無いとため、許可要件の全てを満たしているものでございます。

御審議よろしく願いいたします。

木原部会長

ただいま事務局から議案説明がありました。

これらの議案は、担当委員による現地調査及び地区協議会での事前審査を経て、農地部会に提出されております。

担当地区協議会の委員の方は、補足説明がありましたらお願いします。それでは議案審議に入ります。

委員の皆さんの意見を求めます。御意見等はありませんか。

【意見なし】

木原部会長

特に意見がないようですので、以上で農地法第5条申請についての議案審議を終わります。

それでは、採決に入ります。

ただいま審議しました農地法第5条に係る申請について、議案第14号から議案第30号について、一括で採決を行います。

農地法第5条に係る申請について、全て許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

木原部会長

挙手多数と認め、ただいま審議しました農地法第5条に係る申請については、山口県農業委員会ネットワーク機構の意見聴取を行い、「適当と認める」との回答をもって許可といたします。

それでは次に、農用地利用集積計画についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局開地

それでは、18ページをご覧ください。
農用地利用集積計画について説明いたします。

議案第31号です。

地区協議会において、協議していただいたとおりで、
合計116筆175,882.31㎡でございます。

計画申請の内容は、山口市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しているなど農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

御審議よろしく願いいたします。

木原部会長

ただいま事務局から議案説明がありましたが、各委員さんからこのことについて何か意見等があればお願いします。

【意見なし】

木原部会長

特に意見がないようですので、ただいま審議しました農用地利用集積計画について、採決を行います。

決定とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

木原部会長

挙手多数と認め、農用地利用集積計画については、計画案のとおり決定し、山口市に回答します。

それでは次に、農用地利用配分計画についての審議を行います。
議案説明を事務局よりお願いします。

事務局開地

それでは、１９ページをご覧ください。
農用地利用配分計画に対する意見聴取について説明いたします。

議案第３２号です。

地区協議会において協議していただいたとおりで、
合計２３筆、４２，０８０㎡でございます。

計画申請の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第４項
の各要件を満たしております。

御審議よろしく願いいたします。

木原部会長

ただいま事務局から議案説明がありましたが、各委員さんからこのこと
について何か意見等があればお願いします。

【意見なし】

木原部会長

特に意見がないようですので、ただいま審議しました農用地利用配分計画
について、採決を行います。

「異議なし」と回答とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

木原部会長

挙手多数と認め、農用地利用配分計画については、計画案のとおり「異議
なし」として、山口市に回答します。

それでは次に、土地改良事業参加資格交替の申出について、審議を行いま
す。

議案説明を事務局よりお願いします。

事務局開地

それでは、２０ページをご覧ください。

議案第３３号、土地改良法第３条第１項第２号の規定に基づく県営島地下
地区土地改良事業参加資格交替の申出についてです。

申出の農地は、徳地地域交流センター島地分館から北東へ３００ｍから北
西へ２．５ｋｍに位置する、農用地区域内の農地です。

申出人は、当該土地改良事業に参加を希望する土地所有者１４名です。

申出人１４名は、土地改良法第８５条第１項の規定に基づき県営島地下地
区農業競争力強化基盤整備事業の施行の許可を申請するにあたり、当該事業

事務局開地	の施行に係る地域内にある土地のうち、所有権以外の権利に基づき耕作している土地について、所有者が当該土地改良事業に参加すべきであるとして申し出るものです。 利用権が設定された農地で土地改良事業を実施する場合、所有者と利用権者のいずれも参加資格者となり得ます。今回の申し出は利用権者の同意の上行われておりますことから、参加資格者を所有者に交替することは問題ないと考えられます。御審議をよろしくお願いします。
木原部会長	ただいま事務局から議案説明がありました。 この議案は、担当地区協議会での議案審査を経て、農地部会に提出されております。 担当地区協議会の委員の方は、補足説明がありましたらお願いします。 それでは議案審議に入ります。 委員の皆さんの意見を求めます。意見等はありませんか。
木原部会長	【意見なし】 特に意見がないようですので、以上で土地改良事業参加資格交替の申し出についての議案審議を終わります。 それでは、第 33 号の採決を行います。 ただいま審議しました土地改良事業参加資格交替の申し出について、承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。
木原部会長	【委員挙手（多数）】 挙手多数と認め、議案第 33 号は承認いたします。 それでは次に、現況証明についての審議を行います。 議案説明を事務局よりお願いします
事務局開地	それでは、24 ページをご覧ください。 合わせて、参考位置図 32 ページをお開きください。 議案第 34 号、吉田です。 登記地目が畑の土地 1 筆、48 m²については、昭和 48 年頃から隣接地と

事務局開地

一体的に宅地として利用され、現在に至るものです。

昭和４５年１０月以降で２０年以上を経過しているので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第３５号、黒川です。

登記地目が田の土地１筆、６５㎡については、平成６年１０月頃から道路として利用され、現在に至るものです。

昭和４５年１０月以降で２０年以上を経過しているので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第３６号、阿東生雲中です。

登記地目が田の土地１筆、９３０㎡については、平成元年と平成５年に物置や倉庫を建築し、宅地として利用され現在に至るものです。

昭和４５年１０月以降で２０年以上を経過しているので、本日の会議にお諮りするものです。

現況証明については以上です。御審議よろしくお願いいたします。

木原部会長

ただいま事務局から議案説明がありましたが、各委員さんから何か意見等があればお願いします。

【意見なし】

木原部会長

それでは、特に意見がないようですので議案第３４号から議案第３６号の現況証明について証明書を発行することに異議なしとする方の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

木原部会長

挙手多数と認め、現況証明につきましては発行することといたします。

以上で本日の議案はすべて終わりました。

次に、報告事項に入ります。

事務局から報告をお願いします。

事務局開地

本日お配りしております報告第１号の農地法関係各種届出及び通知の一

事務局開地

覧表をご覧ください。

1 1 月分の受付状況は記載のとおりです。

また、報告第 2 号の意見聴取事案については、記載のとおりです。

報告 3 号については、農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定する別段面積を市の全域 3 0 アールとしました。1 2 月 2 0 日締切りの申請分より適用され、次回の農地部会より、別段面積は全域 3 0 アールで審議いただくこととなります。

報告については以上です。

木原部会長

ただいまの報告について、各委員さんから何か質問がありましたらお願いします。

【意見なし】

木原部会長

それでは、報告事項を終わります。以上で本日の農地部会を終了いたします。慎重な御審議ありがとうございました。

以上、平成２９年度第９回山口市農業委員会農地部会議事録である。

平成２９年１２月１４日

山口市農業委員会 会長 安田 敏男

この議事録は正当であって決議事項に相違ないことを認める。

部 会 長	木原 義則	印
-------	-------	---

署名委員	海地 博志	印
------	-------	---

署名委員	藤原 敏郎	印
------	-------	---

記 録 者	岩本 康英	印
-------	-------	---